



■ 任意継続被保険者の保険料納付等に係る健康保険法の規定

第 37 条第 2 項【任意継続被保険者】

第 3 条第 4 項（任意継続被保険者の定義）の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、この限りでない。

第 38 条【任意継続被保険者の資格喪失】

任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第 4 号又は第 5 号に該当するに至ったときは、その日）から、その資格を喪失する。

1. 任意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過したとき（翌日）
2. 死亡したとき（翌日）
3. 保険料（初めて納付すべき保険料を除く）を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く）（翌日）
4. 被保険者となったとき（その日）
5. 船員保険の被保険者となったとき（その日）

■ 任意継続被保険者の保険料納付期限は、原則として当月 10 日までです。

本件に関する照会及びお問い合わせは、お勤めだった事業所の健保担当者、もしくは健康保険組合までお願いします。

経済団体健康保険組合 担当：松木

電 話：03-3263-4955

メールでのお問い合わせについては、当健保組合ホームページの「問合せ窓口」よりお願いします。